市町村と県による協働電子図書館事業 運営規程

(目的)

第1条 本規程は「市町村と県による協働電子図書館事業規約」(以下、「事業規約」という。)に基づき、参加 団体及び長野県が協働して実施する電子書籍貸出サービス(以下、「電子図書館サービス」という。)を運営 するにあたり、必要な事項を定める。

(事業内容)

第2条 事業規約第2条第2項に規定する基本的な事務の具体的内容及び分担は、別表1のとおりとする。

(費用負担)

- 第3条 事業運営に係る費用は、外部からの収入により充当する額を除き、参加団体及び長野県が別表2のとおり負担するものとする。
- 2 参加団体は前項の費用について、長野県市町村自治振興組合を通じて長野県に支払うものとする。なお、参加時期による日割計算は行わず、年額での支払いとする。
- 3 別表2中、参加団体の負担で購入するコンテンツ費用の総額は、事業規約第3条に定める運営委員会において協議のうえ、年度ごとに金額を決定する。

(負担に関する協議)

第4条 参加団体から事業規約第4条第3項に係る申し出があった場合は、運営委員会において速やかに対応を協議する。

(事業の運営体制)

- 第5条 事業規約第3条第4項各号に定める事項を除き、事業の運営に係る実務的事項は、総括会議において決定するものとする。
- 2 総括会議のもとに、利用登録部会、選書部会、利用者支援・広報部会及びシステム部会を設置する。
- 3 総括会議及び部会の庶務は、県立長野図書館においてこれを処理する。
- 4 本規程に定めるもののほか、運営委員会等の運営に必要な事項については別途定める。

(利用)

- 第6条 運営委員会は、本事業において電子図書館サービスを利用できる者について、利用に関する要綱を 別途定める。
- 2 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(コンテンツ)

- 第7条 運営委員会は、本事業に必要なコンテンツの選定の詳細について、コンテンツ選書基本方針、コンテンツ選書基準を定める。
- 2 前項に定めるもののほか、必要な事項は別途定める。

(利用者支援)

第8条 運営委員会は、本事業で必要な利用者支援を行うため、マニュアル等の整備や職員研修を行う。

(広報)

第9条 運営委員会は、本事業を効果的に実施するため、利用促進のための広報活動を行う。

(システム提供者との調整)

第10条 運営委員会は、本事業の円滑な運営及びシステムの維持・発展のため、システムの契約主体となる 長野県とシステム提供者間の連絡・調整等を行う際の助言を行う。

(規程の改正)

第11条 本規程の改正には、運営委員会の議決を要するものとする。

(その他)

第12条 本規程に定めのない事項は、運営委員会において審議し、決定する。

附 則

この規程は令和4年4月28日から施行する。

別表1 (第2条関係)

1 参加団体及び長野県が担当する事務

事務	具体的な内容			
I D登録及び I D管理に 関すること	・図書館(図書室)窓口等における利用登録、 I D・パス ワードの交付			
	・電子申請による利用登録、ID・パスワードの交付			
リンク設定に関すること	・自団体のホームページへ電子図書館サイトリンクを設定			
利用者支援に関すること	・サイト操作支援、レファレンス等			
運営委員会への参画に関 すること	・事業規約第3条に定める運営委員会への職員の参画 ・全体会議は全参加団体の運営委員が参加し、総括会議、 部会については任意の参加とする			
電子書籍コンテンツの選書に関すること	・電子書籍コンテンツの選書			
利用促進・広報に関すること	・住民の利用を促進するための広報等の活動			

2 長野県が担当する事務

事務	<u>具体的な</u> 内容		
電子図書館システムの 構築並びに運用に係る 契約、経理に関するこ と	・システム調達及びコンテンツ利用に係る契約事務、支出 ・市町村負担金、助成金その他収入の収納		
電子図書館システム及	・システム全体に関わる管理作業及びシステム提供者との		
びサイトの管理に関す	調整		
ること	・電子図書館サイトの管理、デザイン変更		
参加団体との調整 業務	・運営委員会の事務局業務		
に関すること	・その他参加団体及び関係団体との連絡・調整		

別表2(第3条関係)

費用	基準	負担区分	割合等	備考
コンテンツ費	各年度において参加団体が 負担して購入することとし た電子書籍コンテンツアク セス権に係る費用	参加団体	均等割 10% 人口割 90%	年度毎の 金額は別 途定める
	県が負担して購入すること とした電子書籍コンテンツ アクセス権に係る費用	長野県	100%	
システム利用費	各年度における電子図書館システムの利用料	長野県	100%	
システム設定費	初年度の電子図書館システムの初期設定費用	長野県	100%	
その他費用	上記以外に事業の運営によ り直接発生した費用	参加団体 長野県	別途協議	